

函館市配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第26条の規定に基づき、配偶者等からの暴力被害者（以下「被害者」という。）への保護および支援活動を行っている民間団体への補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 「配偶者等暴力被害者自立支援事業」とは、民間シェルター運営事業およびステップハウス運営事業、就労支援事業を行う事業をいう。
- (2) 「民間シェルター」とは、暴力などから逃れてきた被害者のための一時避難施設をいい、道立女性相談援助センターから一時保護委託事業を受託している施設をいう。
- (3) 「ステップハウス」とは、民間シェルター退所後などの被害者を支援者が見守りながら自立できるように中長期的な支援をするための施設をいう。
- (4) 「就労支援事業」とは、被害者の経済的な自立のため、職業に関する知識や技能の習得を図るための支援活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する民間団体とする。

- (1) 本市内で民間シェルターおよびステップハウスを1年以上運営し、今後も継続した運営ができると見込まれるもので、配偶者等からの暴力に関する相談や被害者の保護に実績のある団体
- (2) 民間シェルターおよびステップハウスを賃貸借契約に基づき借り上げている団体
- (3) 本市内に主たる事務所を有し、被害者の就労支援を行っている団体で、補助金の交付により、現在実施している被害者支援活動がさらに充実する見込みがある団体
- (4) 営利を目的としていないこと

(補助対象経費)

第4条 配偶者等暴力被害者自立支援事業の実施にあたり、補助金の交付の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 民間シェルターの賃借料および移転に要する経費

- (2) ステップハウスの賃借料および移転に要する経費
- (3) 被害者が自立するための就労支援に要する経費
- (4) その他事業の実施にあたり市長が特に必要と認める経費

2 補助対象経費については、他の団体から補助金等の交付を受けている場合は、前項各号に掲げる事業の実施に要する経費からこれらの当該補助金を控除した額を補助対象経費とするものである。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の10分の8以内とし、200万円を限度とする。

(補助金等交付申請等)

第6条 規則第3条第1項の申請書には、同第3条第2項第1号および第2号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の規約および役員名簿
- (2) 団体の活動実績に関する資料
- (3) 運営する民間シェルターおよびステップハウスの賃借などに係る契約書等の写し
- (4) 就労支援事業に関する資料
- (5) 物品の購入等を伴う場合は、その費用について業者等の発行する見積書
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付については、規則第9条第1項ただし書の規定による概算払とする。

(補助事業等実績報告)

第8条 補助対象者は、規則第13条の補助事業等実績報告書を事業が完了したときからおおむね30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等の実績書
- (2) 補助事業等の収支決算書
- (3) 運営する民間シェルターおよびステップハウスの賃借料等補助対象事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

(4) その他市長が特に必要と認める書類

(事業の変更等の報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、第6条の規定により届け出た内容を変更または中止しようとするときは、事前に市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月3日から施行する。